

令和8年度 京都市立高倉小学校「学校いじめの防止等基本方針」

I 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こり得るものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると考える。

学校の中では「きめ細やかな観察」「組織としての迅速な対応」「深い児童理解に根ざした指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを目指す。

(2) 基本理念

いじめは、全ての子どもに関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行う。

また、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることを目的とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要であることを認識して、学校・地域・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

高倉小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・副教頭・教務主任・生徒指導主任（本校では指導部長）・学年主任・養護教諭（兼：教育相談主任）・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・各学年生徒指導担当者

*緊急時には、該当児童在籍学年を含む。

ウ 開催時期

毎月第2火曜日を定例委員会とする。緊急の場合は、適宜開催する。

エ 委員会として取り組む内容

- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・いじめの防止等に関わる研修会の企画立案
- ・教育相談等の時期や回数決定

オ 児童生徒・保護者への周知方法

- ・児童朝会で児童へいじめ対策委員会を周知
- ・高倉教育課程説明会、リーフレット「高倉小の教育」で保護者にいじめ対策委員会を周知するとともに学校評価項目にも反映させる。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・全ての児童が学習に取り組む姿勢をもてる環境をつくる。

イ 授業改善の充実

- ・一人一人の児童がわかる喜びと学ぶ楽しさが実感できる授業を実施する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫し、推進する。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習を実施する。
- ・中京警察署のスクールサポーターによる非行防止教室を実施し、当該学年以外の児童にも発信する。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・自ら気付き、考え、正しく行動できるよう高倉の「5つのあ（あいさつ・安全・後片付け・相手も自分も大切にすること・温かい言葉を言うこと）」を大切にする。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・たかくら学習（総合的な学習の時間）、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動を推進する。
- ・たてわり活動をはじめ異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・地域、PTAとともに、あいさつ運動に取り組む。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・年1度たてわり遠足を実施する。（1～3年）
- ・月1回のかがやきタイムで人権について考える機会を設ける。
- ・学校行事（運動会等）を通して人間関係づくりを行う。

カ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「学校いじめの防止等基本方針」（本方針）の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業における保護者への啓発活動を行う。
- ・非行防止教室の保護者参観を推奨する。

キ その他

- ・アンケート調査を定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。その課題解決に向けて取組を充実させる。(PDCAサイクルの実践)

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導主任(指導部長)は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、職員会議等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケート(記名式)を利用して、「いじめ」の兆候の早期実態を把握する。
- ・クラスマネジメントシートを活用して、「いじめ」の実態把握と学級経営の見直しを図る。

(イ) 教育相談の実施

- ・アンケートに基づく相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談を行う。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・アンケート結果を学年、学校間で共有し、「いじめ」の兆候が疑われるものは早期に実態を把握し必要に応じて「いじめ対策委員会」を開く。

エ その他

- ・登校、休み時間、給食中、掃除中など校内巡視による児童の見守り活動を実施する。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりを構築する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告(疑いを含め)があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。【被害の態様、状況、構造、動機、背景など】
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
【速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録】
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。【被害児童の保護を最優先】
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行う再発を防ぐ。
- ・事案によっては、中京警察署、児童相談所にも連絡を入れる。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン、携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも、実態に合わせて周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- ・PTAや学校運営協議会と連携して保護者、地域への啓発に努める。
- ・学級活動での情報モラルの指導を強化する。

エ 「いじめ解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめに係る行為が止んでいることを教員で見守り、児童が心身の苦痛を感じないよう、面談等により確認を徹底する。
- ・ケース会議等をふまえて、組織的に再発防止に向けて具体的取組を共有する。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 『学校いじめ防止基本方針』 | 『いじめ対策委員会』 |
| □学校いじめ防止プログラムの策定 | □担任(担当者)といじめ対策委員会との連携
方法の確認・周知 |
| □教職員、児童生徒、保護者、地域への周知 | □臨時の委員会開催時の手順確認・周知 |
| □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善 | □児童生徒、保護者、地域への周知 |
| | □いじめの認知・解消の判断について確認 |

未然防止の取組(発達支持的生徒指導の充実)

予防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育、人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から等

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

- 【いじめ対策委員会で共有】**
- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が謝罪をする場をもつ。
※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること(救済)
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(回復)
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

「いじめ防止対策推進法」「学校いじめの防止等基本方針」(本方針)を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

「高倉小学校 学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」などを行う。

イ 実施時期

5月、8月、12月、2月に行う生徒指導研修会に合わせて開催する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- ・高倉小学校PTAとの連携のもと、「学校いじめの防止等基本方針(本方針)」やいじめ問題に対する理解を深める家庭教育講座や地生連での研修会を設定する。
- ・平素からスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携を密にしておく。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、中京警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・京都市教育委員会へ報告と相談をし、調査主体等を協議する。

重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 入学式 学級開き 朝会・かがやきタイム 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有(2~6年) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談 学級懇談会①の中で保護者啓発 学校教育説明会で保護者に周知
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「見守りたい児童の確認」 「各学年の児童の情報共有」 生徒指導校内研修会① 「見守りたい児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す 全校朝会で児童に説明「いじめ対策委員の紹介」 朝会・かがやきタイム 1年生を迎える会 		<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」で啓発 学校運営協議会(スマイル21プラン委員会)で説明
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「各学年の児童の情報共有」 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 朝会・かがやきタイム 	<ul style="list-style-type: none"> 記名式アンケート 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> PTA総会で啓発 地生連で共有
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会④ 「記名式いじめアンケートの結果」 「各学年の児童の情報共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 朝会・かがやきタイム 非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> 児童アンケート 保護者アンケート くらまねの実施(4~6年)学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑤ 「クラスマネジメントシートの結果共有・分析」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 生徒指導校内夏季研修会② 「4月~7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① PDCAサイクル」 小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 			

9	・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「各学年の児童の情報共有」	【共通】 ・朝会・かがやきタイム		
10	・いじめ対策委員会⑦ 「各学年の児童の情報共有」	【共通】 ・朝会・かがやきタイム ・運動会		・学校運営協議会で 説明と評価②
11	・いじめ対策委員会⑧ 「各学年の児童の情報共有」	【共通】 ・たてわり遠足 ・朝会・かがやきタイム	・くらまねの実施 (4～6年) 学年集約と共有	・人権啓発参観 ・学級懇談会の中で 保護者啓発
12	・いじめ対策委員会⑨ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 「各学年の児童の情報共有」 ・生徒指導校内研修会③ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル」	【共通】 ・人権参観・懇談会 ・人権標語の作成と発表 ・朝会・かがやきタイム 【6年】 ・薬物乱用防止教室(予定)	・記名式アンケート の実施 学年集約と共有 ・教育相談	・人権月間「学校だ より」で啓発 ・個人懇談会
1	・いじめ対策委員会⑩ 「クラスマネジメントシート・記名式いじめア ンケートの結果共有・分析」 「各学年の児童の情報共有」	【共通】 ・朝会・かがやきタイム		・地生連で広報
2	・いじめ対策委員会⑪ 「各学年の児童の情報共有」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 ・生徒指導校内研修会④(年間反省) 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」	【共通】 ・図画工作展・書写展	・児童アンケート ・保護者アンケート	・新1年入学説明会 で学校長から講話
3	・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」 「次年度の基本方針の確認」	【共通】 ・朝会・かがやきタイム ・6年生を送る会 ・卒業証書授与式	・次年度に向け、アン ケート等の結果の 学年集約(全学 年) ・アンケート原本の 保管(5年保存)	・学級懇談会の中で 保護者啓発 ・学校運営協議会で 説明と評価③